



2022年4月28日

各位

会社名 株式会社 LIXIL
代表者名 代表執行役社長兼 CEO 瀬戸 欣哉
(コード番号 5938 東証プライム市場・名証プレミアム市場)
問合せ先 常務役員 IR室 室長 平野 華世
(TEL. 03-6706-7001)

定款一部変更（本店の所在地変更・電子提供措置等の導入）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月開催予定の第80回 定時株主総会に、本店の所在地変更及び電子提供措置等の導入に関する「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 本店の所在地変更

当社が推進する働き方変革の一環として、オフィス環境を整えることを目的とした本社移転に伴い本店の所在地を東京都品川区に変更するものです。なお、この変更につきましては、2023年3月31日までに開催される当社取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、附則にその旨の規定を設けるものです。

(2) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- ①変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- ②変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものです。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分を示します)

現行	変更後
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は本店を東京都<u>江東区</u>に置く。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は本店を東京都<u>品川区</u>に置く。</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;"><削除></p>
<p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>1. <u>第3条(本店の所在地)の変更は、2023年3月31日までに開催される当社の取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>本附則1. および2. は、本店移転の効力発生日経過後にこれを削除する。</u></p> <p>3. <u>変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除</u></p>

	<p><u>および変更後定款第 16 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>4. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 16 条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>5. 本附則 3. 乃至 5. は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	--

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2022 年 6 月 21 日（予定）
定款変更の効力発生日	上記附則に記載のとおり

以上